

民主党 厚生労働部門会議 次第

1. 挨拶

長妻 昭 厚生労働部門会議座長

2. 労働安全衛生法改正案の検討状況について

説明： 牧 義夫 副大臣
金子 順一 労働基準局長
宮野 甚一 労働基準局安全衛生部長
高崎 真一 労働基準局安全衛生部計画課長
椎葉 茂樹 労働基準局安全衛生部労働衛生課長

3. 特定B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等支給特措法案の 検討状況について

説明： 辻 泰弘 副大臣
外山 千也 健康局長
松岡 正樹 健康局総務課長
正林 督章 健康局結核感染課長
巽 真一 健康局健康対策調整官

4. 厚生労働関連のPT・WTについて

5. その他

【会議予定】

10/06(木) 経産・厚労・文科合同部門会議 13:00 民主A ものづくり白書ヒアリング
10/13(木) 厚生労働部門会議 11:00-12:00 民主A 法案の検討状況ヒアリング

検討中の労働安全衛生法の改正案について

平成23年10月5日 厚生労働部門会議資料
厚生労働省 労働基準局安全衛生部

労働安全衛生対策をより一層充実し、東日本大震災に対応した労働者の健康確保対策を強化する。

現状・課題

- 年間3万人超の自殺者のうち、約8,600人が「被雇用者・勤め人」であり、そのうち「勤務問題」を自殺の原因の一つとする者は約2,600人（H22）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所
34%（H19）→50%（H22）
- 東日本大震災を契機として、メンタルヘルス不調に陥る人が増加することが懸念されることから、**予防対策（メンタルヘルス対策）を一層充実させる必要がある。**

○ 震災関連の精神障害の労災支給事案(3件)(その他請求中23件)(9月末日現在)

- ・勤務中に津波に流され、救助されたものの不安感、不眠の症状等があらわれ、急性ストレス反応と診断
- ・社用車で高台へと避難中、津波に流され、救助されたものの睡眠障害等の症状を訴え、外傷後ストレス障害と診断 等

○ 震災関連のメンタル相談件数3,514件(3月末～9月末)(メンタル対策支援センター、労災病院、日本産業カウンセラー協会)

○ 被災地において、不安や抑うつ症状が認められる割合が高く、睡眠障害を疑われる者は42.2%と高水準
(厚生労働省研究班「東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究」)

- 石綿の除去等、特に粉じん濃度が高くなる作業において使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法上、その性能を担保する規定がない。
- 東日本大震災による災害復旧工事において、**石綿を含む建築物の解体・撤去作業が今後本格化することから、可及的速やかに、石綿粉じんばく露防止対策を確実に実施する体制を整備する必要がある。**

- たばこの規制枠組条約発効（H17.2）
→しかし、事業場の取組は十分でない。
・ 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所：
46%（H19）→64%（H23）

○ 職場で受動喫煙を受けている労働者

44%（H23）

○ 喫煙対策の改善を職場に望む労働者

： 47%（H23）

改正の方針

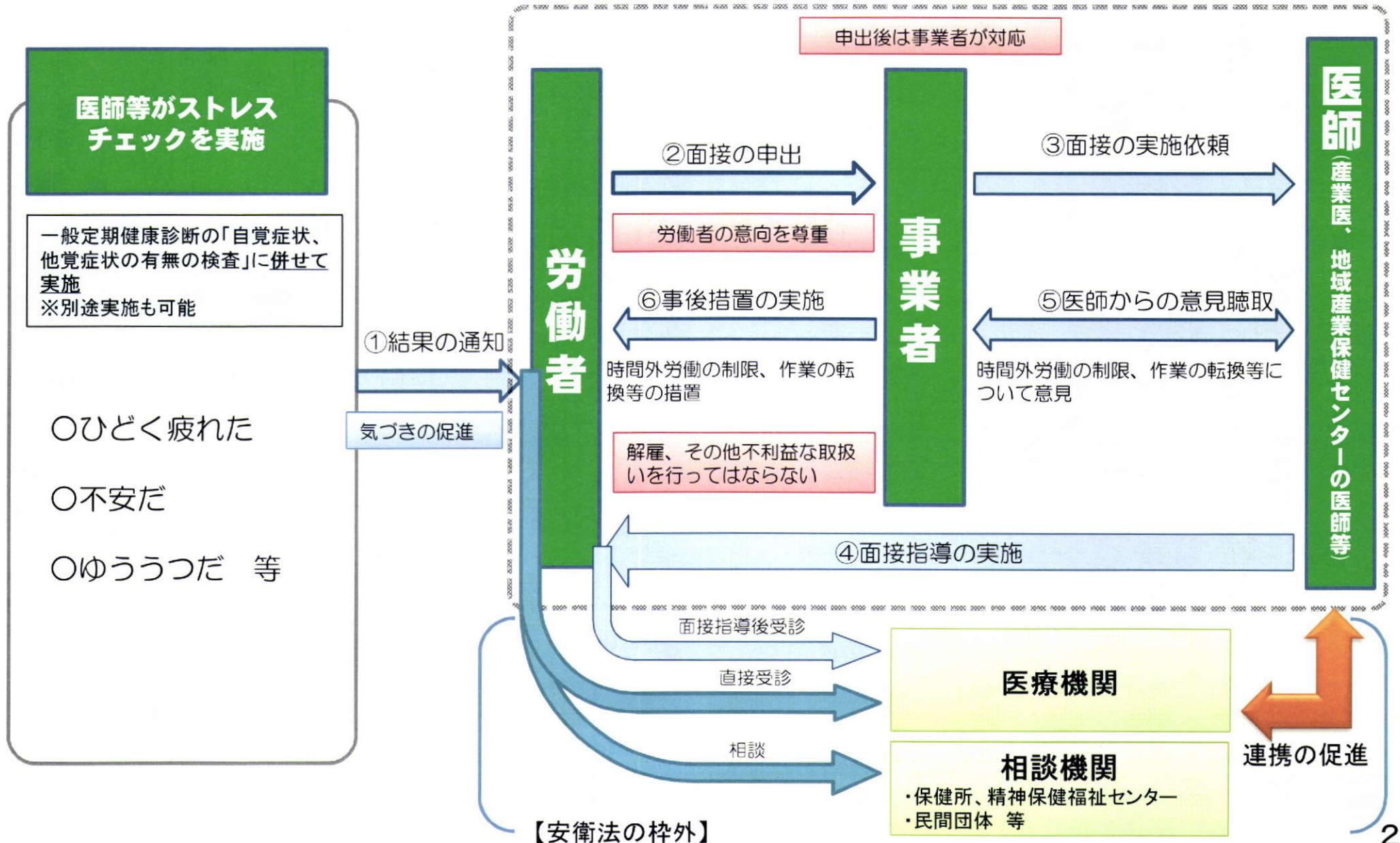
○ 全ての労働者に対するストレスチェックの実施を義務化。
→ストレスへの気づきを促す

○ ストレスチェックの結果、必要な者に対して医師の面接指導の実施を義務化

○ 電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等の制限及び型式検定の対象に追加し、構造規格を定めてその性能を担保

○ 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化
※ 飲食店等においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化

精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導



譲渡等の制限等及び型式検定の対象となる機械等の追加

背景・現状

- 粉じん作業等において、特に粉じん濃度が高くなるおそれがある作業について、日本工業規格にある「電動ファン付き呼吸用保護具」の使用を義務付けた。
 - ・粉じん障害防止規則(H19年改正): ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での使用
 - ・石綿障害予防規則(H21年改正): 吹き付けられた石綿等の除去の作業での使用
- 東日本大震災による災害復旧工事において、石綿を含む建築物の解体・撤去作業の本格化が見込まれる中で、電動ファン付き呼吸用保護具は、労働安全衛生法上、その性能を担保する規定がない。

電動ファン付き呼吸用保護具とは (Powered Air Purifying Respirator (PAPR))

電動ファン、ろ過材、面体等からなり、環境空気中の有害物質を除去した空気を面体内等へ供給するろ過式呼吸用保護具。

・PAPRは、面体内が陽圧になることが特徴。(防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。)

PAPRの例:



譲渡等の制限等及び型式検定の対象に追加

電動ファン付き呼吸用保護具を
①譲渡等の制限、②型式検定の対象とする。

(譲渡等の制限について)

法第42条において、危険又は有害な作業を必要とするものや安全に使用するため構造要件に厳しい制限を要するものについて、その種類に応じて、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡、貸与等をしてはならないこととされている。

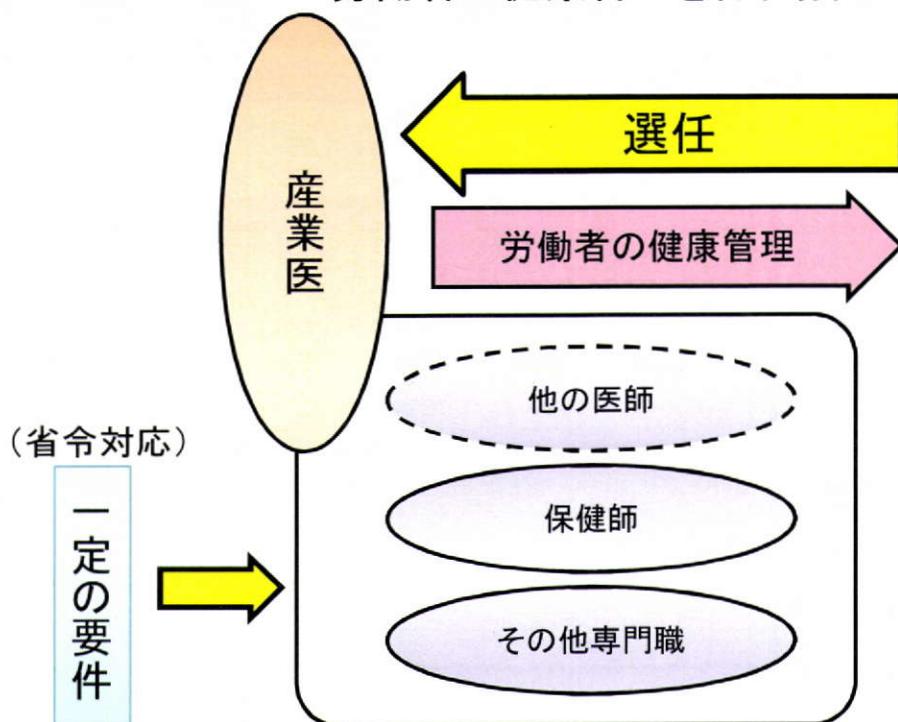
(型式検定について)

法第44条の2において、法第42条の機械等のうち、法別表第4に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録型式検定機関)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならないこととされている。

産業医と他の医師等との連携のイメージ

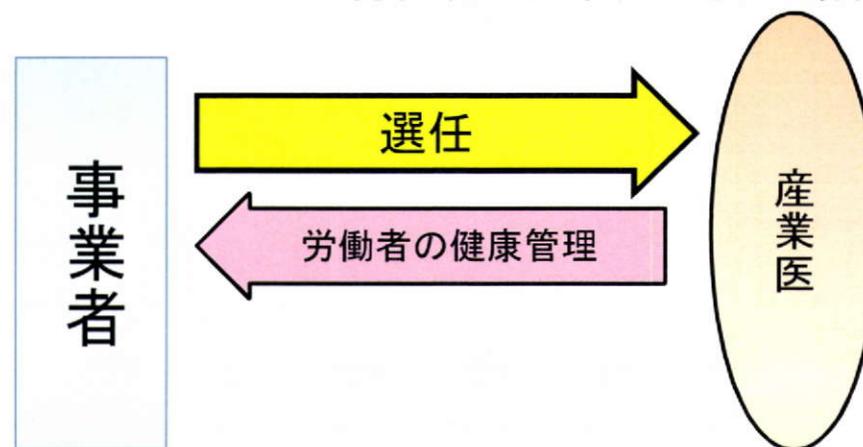
- 労働安全衛生法における産業医制度は変更しない(法改正せず)
- 産業医が、メンタルヘルス対策の新たな枠組みへの対応等のため、一定の要件の下に、他の医師等を活用することを可能とする

＜産業医が、他の医師等を活用して
労働者の健康管理を行う場合＞



- ※要件の詳細は今後検討するが、例えば
- ・契約数に一定の制限
 - ・国が定期的に監査し質を確保
 - ・スタッフに必要な研修を実施 等が考えられる。

＜産業医が、みずから
労働者の健康管理を行う場合＞



(参考)労働安全衛生法第13条

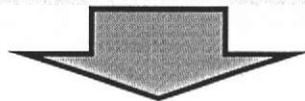
- 事業者は、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。(第1項)
- 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。(第2項)

B型肝炎訴訟の経緯について

平成23年10月5日
厚生労働部門会議資料
厚生労働省 健康局

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で約1200名が国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も与野党から一定の理解を得て受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、与野党から一定の理解を得て「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。

B型肝炎訴訟の「基本合意書」の概要等について

| 項目 | | 基本合意書の概要 |
|---|----------------|---|
| 証明方法 | 集団予防接種を受けたこと | ○ 母子健康手帳や予防接種台帳、接種痕により確認。 ○ これらの証拠が提出できない場合は、提出可能な資料、さらに医療記録等の資料を総合した個別判断による。 |
| | 父子感染・ジェノタイプ | 父親の血液検査結果等、B型肝炎ウイルスのジェノタイプの検査結果を提出する。 ※ 予防接種による感染が認められた原告の検査費用は国が負担 |
| 和解金額 | 死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 3,600万円 |
| | 肝硬変(軽度) | 2,500万円 |
| | 慢性肝炎 | 1,250万円 |
| | 無症候性キャリア | 600万円 |
| 除斥期間(20年)を経過した者の取扱い(政策対応) | 慢性肝炎 | 政策対応として、 ○ 現在も慢性肝炎の状態にある者等 300万円 ○ 現在は治癒している者 150万円 |
| | 無症候性キャリア | 以下の対応(最大242万円相当) ○ 政策対応として、原告の請求により、以下の費用を各年毎に支払う ・ 定期検査費用(年4回まで)等 ・ 定期検査に係る交通費等として、1回当たり1.5万円(年2回まで) ○ 上記に加え、過去の定期検査等の費用として50万円(一括払) |
| ※ 上記のほか、弁護士費用を別途加算。 ※ 既に提訴している原告については、団体加算金として5億円を加算 | | |

B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針

平成23年7月29日
閣 議 決 定

B型肝炎訴訟の原因である集団予防接種については、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたが、他方で、それにより、少なからず被害を被った方々がおられる。本件訴訟は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

本件訴訟については、平成23年6月28日に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、国がB型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認めることを内容とする「基本合意書」が締結された。その際、財源確保策も含めた全体の枠組みについて所要の法案の成立を目指すこと、また、本件の原因が昭和23年から昭和63年までの集団予防接種の際の注射器の連続使用であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民の理解を得ることが必要であることなどを内容とする政府基本方針を決定した。

以上の経緯を踏まえ、被害を受けた方々に対する給付を万全なものとするため、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みについては、「別添」に基づいて速やかに具体化を図った上で、与野党協議に付し、給付と財源に関する法案の一体的な成立を目指す。

別添 集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み（骨子）

1. 目的

B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

- (1) 主な給付金額

| | |
|------------------------|---------|
| イ 死亡・肝がん・肝硬変（重度） | 3,600万円 |
| ロ 肝硬変（軽度） | 2,500万円 |
| ハ 慢性B型肝炎（(2)ロの者は除く。） | 1,250万円 |
| ニ 無症候性キャリア（(2)イの者は除く。） | 600万円 |
- (2) 除斥期間が経過した者への政策対応

| | |
|------------------------------------|----------|
| イ 無症候性キャリア 給付金50万円及び定期検査費用（年4回まで）等 | |
| ロ 慢性B型肝炎 | |
| (i) 現在も慢性肝炎である者 等 | 給付金300万円 |
| (ii) 現在は慢性肝炎ではない者 | 給付金150万円 |
- (3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給（(2)の者の病態が進展した場合には(1)の給付金を支給）
- (4) 給付金等の請求には、5年間の請求期間を設ける。

4. 財源

給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円について、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置により0.7兆円を確保し、あわせて厚生労働省における基金の剰余金の返納、遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、これにより早急に財源を手当てする必要がある部分に相当する財源措置を講じる。残余の0.3兆円については執行状況を踏まえ、今後の対応を検討する。

5. 支給事務

上記財源を社会保険診療報酬支払基金に新たに設置する基金に繰り入れ、給付金等の支給事務は、同法人において実施する。

6. 見直し規定

施行後5年を目途に給付金等請求の状況を勘案し、請求期間及び財源措置を講ずる期間について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(参考)

B型肝炎訴訟の全面解決に係る
当面必要な費用と将来分の費用について
(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合の試算)

1. 当面(5年程度)の見込み 計1.1兆円

- 現在の患者分等の費用(除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)
 - … 0.6兆円
- 病状進行者分の費用 … 0.2兆円
- 無症候性キャリア分の費用
 - ・ 一括金(50万円) … 0.2兆円
 - ・ 定期検査費・交通費等 … 0.1兆円

2. 将来分(25年程度)の見込み 計2.1兆円

- 病状進行者分の費用 … 1.5兆円
- 無症候性キャリア分の費用
 - ・ 定期検査費・交通費等 … 0.6兆円

合計 最大約3.2兆円

当面必要な費用と将来分の費用について

(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合)

総額 最大約3.2兆円

| | | 当面(5年程度) | 将来分(25年程度)  |
|------------------------------------|----------------|-----------------|--|
| 現在の患者分等の費用 (除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む) | | 0.6兆円 (4.5万人程度) | |
| 病状進行者分の費用 (見込み) | | 0.2兆円 (1万人程度) | 1.5兆円 |
| 無症候性キャリア 分の費用 | 一括金 (50万円) | 0.2兆円 (40万人程度) | |
| | 定期検査費・ 交通費等 | 0.1兆円 | 0.6兆円 |
| 計 | | 1.1兆円 | 2.1兆円 |

※ 上記に加え、弁護士費用(約300億円)、塩基配列等検査費用(約100億円)、団体加算金(5億円)が別途加算される